

議第14号議案

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月26日提出

横浜市会議員

大貫憲夫
関美恵子
宇都宮充子
杉山典子

河治民夫
中島文雄
太田正孝

白井正子
井上さくら
荻野慶子

横浜市条例（番号）

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,200,000円」を「1,080,000円」に、「1,080,000円」を「970,000円」に、「1,000,000円」を「900,000円」に、「990,000円」を「890,000円」に、「970,000円」を「870,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提 案 理 由

市会議員の議員報酬及び期末手当の額を減額するため、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。